

既存ブロック塀等改善事業における 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

既存ブロック塀等改善事業における除却工事及び建替え工事の助成金申請について、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等による営業自粛、外出自粛、または感染療養、感染予防、感染隔離などの理由により、着手の遅れや工期延期が生じた助成対象事業について、必要に応じ以下のとおり対応いたします。

1 これから申請する方

- ・事業完了予定が令和3年3月1日以降になる場合は、申請書（要綱様式第1号）に理由書及び事業の工程表を添付して申請することができます。
- ・事業期間は令和4年2月末日まで対応いたします。
- ・年度をまたぐ場合は工事の進捗に応じた年度ごとの申請が必要です。
- ・原則、3月1日以降の申請受付はできませんので、翌年度4月1日以降に申請してください。

2 すでに申請済の方

- ・既に事業に着手しているが、当該理由による工期の遅れにより事業完了が令和3年3月1日以降となる場合は、各変更承認申請書（要綱様式第5号）に理由書及び事業の工程表を添付して変更承認申請することができます。
- ・事業期間は令和4年2月末日まで対応いたします。
- ・年度をまたぐ場合は工事の進捗に応じた年度ごとの申請が必要です。

※取扱いの改正および理由書様式の公表は令和2年9月1日を予定します。

【問い合わせ】

〈助成金申請窓口〉

- ・西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方
北部建設事務所建築指導課：大宮区役所 6階
TEL 048-646-3235 FAX 048-646-3268
- ・中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方
南部建設事務所建築指導課：中央区役所別館 2階
TEL 048-840-6236 FAX 048-840-6267

〈助成制度全般〉

建築総務課
：さいたま市役所 10階
TEL 048-829-1539
FAX 048-829-1982